

B50.61  
二  
12

昭和三十一年四月二十六日



# 人口問題審議会第十二回総会議事速記録

於 二二和銀行新橋支店会議室

# 人口問題審議会第十二回審議事速記録

昭和三十二年四月二十六日(金)

於三和銀行新橋支店

一開會 午後一時五分

一議事

一閉會 午後二時四十五分

出席者(五十音順)

委員

飯沼

一省

賀川 豊彦  
澤田 節藏  
永井 亨

木下 汎村

忠二郎(代)

宏彦

(五十音順)

口雄

彦

藤山 錠一郎(代)

譜井 寛

一(代)

瀬直

養

専門委員

北國寿逸

三原信一  
本多龍雄

加用信夫(代)

幹事

磯野太郎(代)

山田真澄(代)  
松岡亮(代)

橋本寿三男(代)  
村上茂利(代)

参考人

文部省關野調査局企画課長

昭和三十二年四月二十六日(金)

人口問題審議会第十二回総会議事録

於・三和銀行会議室

午後一時五分開議

○黒木専門委員 それではこれから開会いたします。

○永井会長代理 下村会長は少し遅刻して参られるそうであります。私にかわつて講  
事を開めておいてくれということでおやいます。

さようは文部省から企画課長がお見えになりまして、これで公聽会は終るわけ  
でござります。どうか文部省の方から一つお願ひいたします。

○関野文部省企画課長 私文部省の企画課長の関野であります。本日は人口問題研究  
会からお出しになられました潜在失業対策に関する決議につきまして文部省側の  
意見を述べるためにわざわざお集まり頗りまして恐縮に存じております。私適

任とは思ひませんが、命ぜられるままに承知してあることを、あるいは見解など  
を申し上げたいと存する次第でござります。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに教育人口の問題を少しく申し上げます。と申しますのは戦後の異常な教  
育人口の状態と教育の問題でござりますが、初めに小学校の児童数を申し上げま  
すと、御承知のような戦後の異常な出生増加、いわゆる出生ブームと言われてお  
りますが、これに伴いまして現在の小学校の児童数は非常に膨張してるので  
ございまして、それを数字的に申し上げますと、ちよつとゞいかもせん  
が、昭和二十六年には一千四四十万、二十七年には少しく減少いたしまして一千  
百十万、順次増加して参りまして二十八年には一千百三十万、さらに二十九年に  
は一千百七十万、三十年には一千二百二十万、三十一年におきましては一千二百  
六十万、三十二年、本年度におきましては一千三百万、明年以降は推計でござ  
ますが、三十三年度におきましては一千三百五十三万、三十四年度におきまして  
は一千三百三十万、三十五年度におきましては一千二百五十八万、三十六年度に

おきましては一千百七十万、三十七年度においては一千百万、すなわち三十三年  
度が一應一千三百五十三万という数字でございまして、これがいわゆるピークで  
ございます。小学校におります児童数のピークが、三十三年まではずっと上って  
おりますが、それを境といたしまして漸次下降していく、こういう状況であります  
。この数字でおわかりになりますように、児童数はここ数年来ずっと増加を続  
けて参りまして、三十三年度において千三百五十万という、戦前、戦後最高の数  
を示すのでござります。このような児童数の増加は小学校における二部授業、あ  
るいはすし詰め授業——クラス七十名というようなすし詰め授業の不正常といい  
ますか、アブノーマルな学級を発生せしめておりますし、また教授、訓育の上か  
らも非常な不備、不足となつて、教育上ややしい問題となつておるわけでござい  
ます。しかしこの増加は三十四年度から下り坂となつて参ります。問題は教員の  
需要でございますが、三十三年がピークで、三十四年から漸次下降していく。そ  
ういった場合に、教員の方の需要は、一應ピークをとらないで、かえつて下の方

を押えてあります。一方ピーコでもって採用いたしますと、将来減少して参りますから、いわゆる教員の首切りというような問題も起りますので、そういうことを避けまして、また財政上の問題もございまして、現在の二部授業、すし詰め授業ということもわかつてあります。教員の採用ができないである状況でござります。

その次に中学校の生徒数でございますが、中学校の生徒数の動向につきましては、頃次、小学校とそれがございまして、昭和二十二年に四百三十二万でありますものが、頃次増加いたしまして、二十六年度は多少減少いたしましたが、二十七年度から増加し始めまして、三十一年度には五百九十六万になり、さらに三十四年度まで減少し、三十五年度からは急激な増加をし始めまして、三十七年度にはいわゆるピーク、戦後最高の七百三十二万という数字になりますが、それ以後減少するのでござります。それを、ペーピーでござりますが、ちょっと数字を申し上げますと、二十二年には四百三十万、二十三年には四百八十万、二十四年には五百

二十万、二十五年には五百三十万、二十六年には五百十万、二十七年には五百十  
万、二十八年には五百十八万、二十九年には五百六十万、三十年には五百九十万  
三十一には五百九十六万、約六百万、三十二年には五百七十万、三十三年には  
五百二十四万、三十四年には五百三十万、三十五年には五百九十万、三十六年には  
五百九十六万、約七百万、三十七年には約七百三十万、これがピークになる今  
の推計であります。昭和三十七年には一應ピークになる、従いまして、先ほど小  
学校の場合には三十四年がピーク、それから中学校におきましては約数年おくれ  
まして、三十七年がピークになる状況でございます。このような生徒数の動向か  
ら見まして、本年あたりから三十四年までは教師の採用が著しく困難になつてく  
るものと考えられます。そうして三十五年から七年にかけましては、教員に対する  
の需要が高まっていくものと思われるのですが、先ほど申し上げました  
減少時においての整理が困難となることが予想されますので、これもそのピーク  
を当てにして教員の需要は行われないわけであります。

以上が小学校、中学校の児童、生徒数の大体の動向について申し上げたのでござりますが、文部省としては、この動向を各学校別に正確に把握いたしまして、将来の教育施設あるいは教員養成の計画などの樹立の参考資料といたしますために、その調査を昭年度、三十一年度において実施いたしまして、以下との集計中でござります。

次に高等学校の生徒数でございますが、高等学校は、御承知のように義務制ではありませんので、昭和三十八年からはつきり現われる入学志望者の増加に対しまして、果してどの程度収容定員が増加するかわかりませんが、定員の増加が思うようではない場合には、相当の入学難が高等学校においては予想されるわけであります。大体中学校から高等学校に参りまする進学率は、三十年度の卒業生等を見ますと、就職しつつ高等学校にいわゆる定期制高等学校でございますが、就職しつつ進学している者を含めまして、中学校卒業生の約四八%でござります。この率が今後維持されるとということを仮定いたしますと、大体高等学校の生徒数

は、昭和三十一年度におきましては二百五十万、三十二年度におきまして三百七十万、三十三年度におきまして三百七十四万、三十四年度におきまして三百八十万、三十五年度におきまして三百七十万、それから三十六年度におきましては三百四十五万、三十七年度におきまして三百四十万、三十八年度におきまして三百四百八十万、三十九年度におきまして三百二十七万、四十年度におきまして三百四十六万、四十年度の三百四十六万がピークとなつて、以降減少して参りまして。

四十一年度には三百三十万、四十二年度には三百万、四十三年度には三百八十万、四十四年度には三百五十八万といつたような状態を示して、高等学校におきましては三百四十六万というのがピークとなりまして、これも先ほど申しました、小学校、中学校に対して頻次すつと参つたのであります。この方面就職のために勞竹市場に投入される中学校卒業生の数も、この数に比例して増減いたしてあるのを二三ざります。その裏につきましても十分研究いたそうと存じまして、文部省の所管でありまする国立教育研究所におひて、勧業青年の面選を調べまして、こ

の中学校から労働市場に参った者の数、あるいはその後の動向等を全国的に、各府県の教育研究所を通じまして調査をいたしてあるのですがございます。

次に産業教育の整備について申し上げたいと思ひます。これは人口問題研究所の依られました潛在失業対策に関する決議について私どもの意見を申し上げたいと存ずるのでござります。その御決議にありますことは、一々まことにござつともな点が多いと存ずるのでございますが、そのほかで特に文部省関係と思われる点は、文三部の緊急对策の大であると存ずるのでございますが、この御決議の御趣旨は、産業教育の整備、それから教育制度の産業教育化、それから成人に対する産業的再教育制度の検討という点にあるのではないかと存ずるのでございます。これらの点につきましては、文部省といたしまして、さきに産業教育振興法によりまして産業教育関係の施設設備の充実をはかり、また文部省にござります中央産業教育審議会の御意見などを伺いまして、高等学校あるいは中学校の職業課程の改善の研究をいたしております。また学校教育以外の、いわゆる社会教育

の面におきまして青年学級、社会学級、公民館などの活動を通じまして、できるだけ産業教育的な活動をしておるのでござります。

なお高等教育、すなわち大学につきましては、社会的要請に基きまして、文部省企画庁でお作りになりました経済五カ年計画というものを基礎といたしまして、どのくらいの人材をどのくらいの期間に養成しなければならないかということを研究しております。最近その報告書を出したのでござりますが、いざれ各官庁の方に参考といたします。それはこれでござりますが、大学の就職といふので、大学卒業生の、経済五カ年計画に伴う必要数、あるいはこれに対応する卒業生といふのを調査してござります。この内容につきましては別の機会に御検討を願うことかよいかと存ずるのでござりますが、その結論を簡単に御紹介申し上げますと、経済五カ年計画に基きまして高等教育、すなわち大学卒業者の需要を供給の見込みと対比いたしましたと、法文系の教育関係は二〇%以上の供給過剰でござります。また逆に工学方面におきましては二七%の不足でござります。その数字は昭和三

十二年から三十五年までの計画に従いますと、工業関係に需要される大学卒業生  
が、五年間に亘りて約二万四十名足りないと、いう状況であります。毎年約四千名  
といふのが工業関係においては不足してある現状でござります。また高等学校、  
これは調査は十分にされておらぬようでござりますが、高等学校卒業程度の者、  
理工学方面、いわゆる技術関係の需要に対しまして卒業生の不足が約二十八万名  
不足してあるわけでござります。この数字を文部省いたしましたは、十分に慎重  
重にやらに検討を加えまして、社会的要請に応じた教育計画を樹立いたしました  
教育と産業の調和をいたしたく海じてある次第でござります。

御承知のように文部省に中央教育審議会という文部大臣の諮詢機関がございま  
すが、これは実は明日懇親会を開きました。文部大臣から科学技術教育の改善の方  
策いかんというのが諮詢として出される予定でござります。と申しますのは、先  
ほど申し上げましたように、科学技術のうちには産業教育の振興ということは、  
現在の日本におきまして、産業、経済の発展に伴つて、大いに呼ばれてるので

“（ナ）”として、現在の教育体制におきまして、これにいたえるような養成が、大學、高等學校においてできておるかといふ点を一そく深く検討いたしたい。さあうに考えてある次第でございまして、明日いづれ文部大臣から諮詢される予定でございます。その諮詢の内容は、まだ正式にはわかつておりませんが、その大きな問題は、科学技術者の養成計画、あるいは現在の大學、高等學校における教育内容の改善あるいは教員の質の向上、施設設備の増強、さらに教育制度の再検討であることは産業界との連携方法などについて諮詢されるのではないかと想像するのでございます。従いまして文部省といたしましては、中央教育審議会の御答申を待ちまして、必要な改善に着手をいたす手はずになつております。人口問題研究所の御決議にありますよな意味で、産業教育の整備、それから教育制度の産業教育化、あるいは成人に対する産業的教育制度等にも当然触れてくるのではなじかと思ひます。

次に御決議にあります教育制度、とりわけ教育年限と労働市場の問題で（ナ）

いますが、戦後の教育制度、特に義務教育の九ヵ年制が、労働市場の圧迫緩和に役立つてきましたことは、人口問題研究会の潜在失業者に関する決議にも述べられていましたところでござりますが、さらに労働市場の圧迫緩和のために、今後この義務教育年限をさらに一ヵ年延長することができないかという問題が問題になるのではないかと存ずるのでござります。すべての人に中等教育を与えよというのは近代文明国家の教育改造の標語でございますが、わが国も戦後疲弊のどん底にあります際に、あえて各種の困難を押し切って、この義務教育の年限延長の改革を行なった次第でございます。一應御参考に、各國における義務教育の年限を申し上げますと、十年というのはイギリスでござります。それから九年というのが日本、アメリカ——アメリカは州によって多少違つております。八年というのがフランス、ドイツ、オーストラリア、オランダ、イタリー、七年がスエーデン、タイ、ソビエト、六年が中華民国、五年がイングランド、四年は中共、フイリピン、ブルジルでござります。わが国の今申し上げた九年というのは、イギリスに次いで

長いのございまして、従いましてこれをさらに延長することは、法律の力によりまして強制的に延長することは別といたしまして、國家財政あるいは地方財政の上から見まして、あるいは各個への財政の上から見まして、今直ちにこの九ヵ年の義務教育の年限を延長することは困難なことかと存ずるのでございます。この高等学校への就学率をふやしていく施策、中学校まで義務教育でござりますから、高等学校への就学率をふやしていく方で、たとえば育英奨学法の拡大などについて今後十分研究いたしますれば、あるいは義務教育の終了者が、一そゝう高等学校に進むのがふえるかと存する次第でござります。先ほど申し上げましたが、中央教育審議会の答申もいざれあります。高等教育以上のそういうふた育英制度の問題もこれに触れるのではないかと思ひますが、いざれ適当な改善の方策を打ち出したいと存する次第でございまして、その結果がどのようになるかは今予想することはできませんが、たとえば高等学校の年限延長、あるいは大学に及ぶかもわかりませんが、そういう方面から、あるいは浮動市場の圧迫緩和

の計画が打ち出されるなども予想される次第でござります。また現在總理  
府にありまする中央青少年問題協議会で御討中の産業高等学校といったものも  
お考究になつてゐるようでござります。これは大体中学校の終了生で実業に入る。  
職業に従事される青少年をさらに三ヵ年義務制として、職業あるいは学力をつける  
ために、産業の高等学校というものを設けまして、そこに義務的に就学させた  
らしいじゃないかといふ御案でござりますが、こういったものがかりに実現され  
るとすれば、そこで多少の労働市場の緩和の役に立つのではないかと存ずるので  
ございまして、文部省といたしましても、その美しい方いろいろと考究いたしたいと考  
えておる次第でござります。

以上申し上げましたように、現在の教育制度のうち、産業教育の徹底に努めますのはもちろん、その根本的改善をはからなければならぬと存するのでございま  
して、その中央教育審議会の答申の案をもつていろいろ検討いたす予定でござ  
まして、青少年の労働力の質の向上という点もまたこれに触れてくるのではない

かと存ずるのでござります。

以上はなほだ簡単でございましたが、一應今とつております方策と潜在失業者対策の問題に解れて、いかひの意見を申し上げた次第でござります。どうもありがとうございました。

○永井会長代理 御質疑がありましたら、どうぞ御遠慮なくお願ひいたします。

○矢口委員 今の義務教育年限を延長したらどうかという議があるのですが、あなたのお話は、これは国家並びに地方公共団体の財政上できまい、むづかしいというお話をでした。逆に、義務年限を短縮するといふようなお考へはないのでしょうか。

今でも相当負担になつてゐると思ひます。文部省内には全然そういうお考へはありませんか。

○鷹野文部省企画課長 義務教育の六・三制というのは、先ほど申し上げましたように、戦後相当疲弊したときに作つたのであります。が文部省としてはこの方針を一応くずさないでやるつもりであります。ただ民間あるいは学界等におきまして、

義務教育九年は長いんじゃないか、八年ぐらいでいいんじゃないか、特に技能者養成の場合には、若いときから早く職につく必要があるので、八年ぐらいでいい感じやないかという意見が出ておのずにあつております。

○賀川委員 大阪の近くの尼崎市では、義務教育を受けられない、つまり中学校に入れない子供らに夜間の定期制の学校を作つてあるのですが、それを渠はいやがる傾向を持つております。ところが貧乏人で社方がないものだからやつてある。私どもは尼崎市の顧問をしてあるのですが、それをやうじやないかということを言つたのです。文部省の御意見はどうですか。定期制を認めて下さいますか。

○関野文部省企画課長 義務教育における定期制は、制度的には一応ないことになっております。実際は賀川先生のお話のように、東京の一部にやむを得ず夜間学校を実施してあるやに承りますが、本来は制度的にはないわけでございます。しかしろいろと先生のお話のように、就学の困難な児童生徒のためにどういう点も一應あろうかと思ひますので、われわれは、個人的な考え方であります。

よく御意見を承わりたいと思ひます。

○賀川委員 実は百二十人あるのです。

○関野文部省企画課長 定員百三十名ですか。

○賀川委員 いやアブリケーションが百二十人来ているのです。私はやむを得ないから、それでも勉強したいという子供はえらしから、そういうふうに隠していいくより仕方がないと言うのであるのです。それで、地方々々では相当あると思うのです。私はむしろそういう方向を文部省は御承認を願いたいという気持ちがあるので、私はそれを、やむを得なければ議会の問題にでもして、一つ食乏な子供には認めてほしいと思うのです。東京都内にはどのくらい数はありますか。

○関野文部省企画課長 一応制度的にはないことになつておりますから、報告は来ておりません。

○賀川委員 地方では相當あると思うのです。

○関野文部省企画課長 中学校における定時制というのは、実際上は夜間授業をいた

してあるようになりますが、正式にそういう報告は、各都道府県にはある  
ことは来てあるかもしませんが、本省の方には来ておらないのでござりますが……。

○澤田委員 科学技術教育についてはあすの中教審で大臣から諮詢が出て、その答申  
が出たら、それに基いてやりたいというようなことなんですが、文部省としてどう  
うして原案にどうこうことを出さなかつたのですか。代議員の方からいい案を本  
されるんじゃないのでしょうか。文部省の今考えておられる、おそらくあすの会  
議にあられる原案は、これらの問題についてはどうこうふうに見ておられるので  
すか

○関野文部省企画課長 ただいま澤田先生のお詫ですが、文部省としてこれの正式の  
案というものはないのでござります。各個人、各課といったましましてはあるかと聞  
っておりますが、文部省として、科学技術、産業教育の対策についていかい方な  
問題はございますが、これについての案というものはまとめてはないのでござひ  
ます。それはいろいろ御意見はござりますが……。

○澤田委員 私は長く國立大学の方を預かつておりまして、学長の間でわって一必ずしも産業教育とか技術教育のことだけを考えたのではないのですが、とにかく現在の大学の学科編成がどうもよくなないので、それの再編成を考えようといふことだ、私もそのお願いをいたしまして、学長の間に特別の者が出てきてやつて下さるわけですが、二年たつてもちつとも案が出ないのです。結局文部省の大学局でもつてきめるわけじやないか、多少の予算もありますし、大学局でもつてこれをやりましようといふことで、二年ぐらいかかるて実態の調査をやられて、そしてその実態調査に基いて何かそこに編成がその方向といふものを見出す、それはできませんか。

○鶴野文部省企画課長 澤田先生のお話は大学の財政調査のことだと存するのでござりますが、さようございますか。

○澤田委員 財政ばかりじゃないのです。財政と制度と表裏一体をなしますから、財政の方から入り込んでいただくかもせんけれども、とにかく大学の学科再

編成ということを、専としてやられなか、どうか局長さん方が勉強しないもの  
ですから、一勉強しなさいというよりかむずかしいのです。むずかしいからいいも  
のが出てこない。それで文部省の大学局でやられたものを一つ拝見して、それか  
ら考え方をうこうことで、その後私は大学をやめましたからその後の進行ぶりは  
知らないのですが、とにかく多少固まりかけておったのですか。

### 〔下村会長着席〕

○ 関野文部省企画課長　今のお尋ねでございますが、澤田先生が学長先生をなさって  
おるとまことに、いろいろお願いしたことがあるのでござりますが、まだ正式にはい  
ろくな意見がございまして——一般教育・専門教育の問題、あるいは学部・学科  
の編成、その他いろいろな問題がありますが、まだ当局の具体的な案になるまで  
たはいつていないうに承わっております。あるいは今度の中教審に対する諸問  
題に付隨して、御答申がそういう点に觸れるかもわかりませんが、まだ正式に、大  
学のあるのは学部・学科の編成ということのような案は出ていないようと思つております

す。

○賀川委員 私が文部省にお願いしたいのは定時制の問題であります。中学校を延長するに無理があつたのです。貧乏人といふものは、日本の労働階級が一番私は貧乏だと思うのです。つまり今一千二百万人あるならば、そのうちの約百三十万家族ぐらひは私はボーダー・ラインの人々だと思うのです。従つてその人々は、お調べ下さつてもわかると思いますが、その割合は不就学であつうと思います。中学校を出ておらぬ、中学校へ行くような子供はよほどいっ子供で、従つて私は、文部省において、定時制の問題、これは戦争中もあつたがその前もあつたのですから、もう一ぺん復活して下さつて——農村あたりは、ことに広島県あたりは、大部分は三反歩で歩いてある。従つて副業を持たなかつたら勉強できまじのです。その事情を文部省が知つていらつしやるかどうか。私は貧民を専門にやつてある者でございまして、これを考えていかなかつたらかわいそうだと思います。実際、文部大臣自身が一つ御研究頼つて、文部省から、定時制の問題を中学校にも

当てはめるようにお願いしたいのです。私は義務教育が中学校の定期制を認めないといふ御方針に絶対に賛成しません。私は食乏人はかり相手にしてあるのですが、うして知つておりますけれども、出ておりません。実際は欠席しておるのが多いのです。それを救うためにぜひ一つ定期制をお願いしたい。これを私は厚生省に実際はお願いしたいのです。

○北岡専門委員 一つ伺いたいのでござりますが、中学校、高等学校、大学、どこでもいいのでございますが、学校を出まして就職しました者の賃金制の調べではないでしょうか。こまかい調べでなくともいいのですか、文部省が、この辺がフェア・ペイであるといふめどを引かれまして、公正賃金以下の望ましからざる賃金、このレポートで、潜在失業と称する者がどのくらいあるか、何か部分的な調べでもないでしようか。

○鷹野文部省企画課長 ただいまの点でござりますが、勞働省で、何か賃金実態調査、学歴とかみ合せたものがござりますね……。

○北岡専門委員 現在の学年じゃなくて、学校を出ましたすぐの初任給でござりますね。それの賃金別の調べはございませんでしようか。

○関野文部省企画課長 私は記憶いたしておりませんけれどもあるかもしません。

○北岡専門委員 多分それで、最低賃金の具体的なはございませんけれども、かりに該評の八千円をとりますれば、どれだけが標準以下になつて就職できないといいますか、そのうちの何割かは賃金が上つて就職するでしょうが、何割かは、それじや法律で禁ぜられるからそれないということになるわけですね。これは推計ですかから、總計がとれないでしようけれども、八千円未満で就職してあるのがどのくらいあるかといったような調べがございましたらもらいたいと思ひます。

○関野文部省企画課長 探しまして、いずれこの委員会に文書か何かで御報告いたしたいと思ひます。

○賀川委員 第二に伺いたいのは、苦学生の問題であります。終戦後私は苦学生を世話しましたが、苦学生も過激だし、われわれの方もすいぶん手が届かなかつたの

です。御承知の通り、中共、ソビエトは大学における奨学金制度も徹底してあるのに對して、日本ではそういふ奨学金制度といふものは相当に徹底していないので、大学生の間の貧乏な子供らは左翼に走るという傾向がある。アメリカでは宗教団体の大学に苦学生専門の大学を作つてあるのを私は見ました。日本の文部省あたりでは、その苦学生のためのスケジュール——これはたとえば有名なモルガン博士のやつていたオハイオ州の大学ではクラスを二つに分けて、AクラスとBクラスの二組になつて大学の講義を受ける。同じ仕事をAクラスとBクラスが持つておつて、Aクラスが勉強する間はBクラスが働く。逆にAクラスが働く間はBクラスが勉強するという方法をとつておるのでですが、そういうような調べがございましょうか。日本の大学あたり、あるいは高等学校あたりでそういう制度を持つてあるところはありませんでしようか。

○ 丹野文部省企画課長 統計的にはとつておりますが、ある短期大学におきましてそれは滋賀県にございましたが、そこでは商業科と紡織——紡織りでござります。

二つの学校を持つておりまして、その学生が一週間休んで一週間勉強する。林む  
どうのは社事をするわけです。一週間工場に行って労いて、一週間は授業をす  
る、こういう制度の短期大学でござります。それは最近やめましたが、そつじつ  
た一週間ごとに勉強し、また工場で働くという短期大学がございました。しかし  
制度的にはそういうことはちょっと困るのでございまして、暗黙に承認しておつ  
たのでござります。一週間勉強して一週間工場に行くというのは制度的にはござ  
いませんが、実際的に一つございました。

○鶴川委員 アメリカでは四十大学ぐらいあります。相当成功してあるのがあります。  
そういうところについても、やはり先ほどお願いした定期制の問題と同じように、  
文部省の方で考えていただきたい。單一的に義務教育は必ず九年間でなくちゃな  
りないということでは貧民は助からぬと思うのです。

○黒木専門委員 実は生活保護の中に教育扶助というのがございまして、義務教育に  
必要な扶助は一切見るということで、生活保護の適用を受けておる子弟も一応何

とか学校に行けるような制度があるのです。しかも教育扶助の基準がだんだん最高になりまして、問題はボーダー・ライン層ですね。それから生活保護は受けないけれども、生活保護の世帯とすればそれなりの収入しかないというような人たちの子弟が問題になつてあるのです。まして、これについての解決方法は、生活保護の基準なり教育扶助の基準を上げれば——教育扶助の対象は三十五、六万だろうと思ひますが、これを十万なり二十万に扶助の基準を上げれば、これでカバーできるわけです。もう一つの方法は、文部省の方でやつております、たとえば教科書の無償支給あるいは学校給食を無償にしてやるとか、育英制度を活発にやるとか、そういう方法があると思う、ただ生活保護で、あたら英才を抱いても高等学校的教育まで教育扶助の対象にならない。そこでやむを得ずこういう便法を講じておることを黙認しておるので、それは子供本人が高等学校に入りまして、生活費をその世帯の生活扶助費の中からいただからいいで、つまり自分のアルバイトで生活費はみんな見るというようなことでいくならば、世帯を分離して、その子

供は被保護世帯の世帯員ではないのだというので、家族に対しては生活扶助はする。子供はアルバイトで、どこか住み込みであればそういう被保護世帯員でありながら高等学校へ行けるという便法を講じておりますが、できるならば国の経済が成り立てば、高等学校までいく能力がある、そうして行った方が将来との家庭に役に立つということならば、そういう検定制度を置いて、その子供について生活保護まで見るということにすれば、かなりそういう点が教えるのじやないか。

そういう点がまだ懸念で、文部省との間に解決がついておりません。

○賀川委員 私は実は神戸市の教育委員もしております。驚くことは、小学校だけを教科書を買えない子供が大勢いる。ほとんど音楽ばかりのような教科書補助金を出してあるのですが、それではとても追いつかない、ことに公共団体の出しておる金なんというものは実にわずかなものだ。従って教育したい子供などでもかわいそなほど多いのですけれども、大へん金がかかる。だから定期制の必要を感じるのは、私自身が経験してあるから私はお願いするのですが、全面的に見

ていただきたい。ことに食農階級の間には定期制を認めてもらわぬと、結局元の六年制度に還元する。ような傾向になつてくる、私らはそういう考え方なんです。

○ 次田委員 今の賀川さんのお話を關係がないのですが、義務教育は御存じの通り政府が育英資金を出してある、そして高等学校以上の生徒には奨学金を出しておるわけです、それを行なつてある学生の数は、毎年々々ふやしてあると思いますが、高等学校、大学の学生で奨学金をいただいてある数はどのくらいになつてありますか。

○ 関野文部省企画課長 高等学校、大学、大学院におきまして奨学金をもらつてある学生、生徒の数は、三十一年度におきまして三十万六千人でござります、そのうち高等学校は七万八千人でござります、それから大学が約十万、それからあと二まかく教育学部、大学院等がございまして、合計三十万六千人でございます。

○ 次田委員 全体の学生との比率はどういうふうになつておりますか。

○ 関野文部省企画課長 今の大學生の学生の数が六十万ありますから、六十万につきま

して十三万ぐらいになります。大まかな数字でござりますので、ござれこれはもし統計表がございましたら、差し上げます。

○ 次田委員 每年々々ふやしていけば、賀川さんの方も歓迎するでしょう。二十万と二十九と大学が六十万だから三分の一ですね。

○ 福野文部省企画課長 高等学校を合せると二十万でござりますけれども、大学だけでは十三万でござります。

○ 次田委員 それを毎年ふやしていけば、二十万になるじゃありませんか。

○ 福野文部省企画課長 每年ふやせばですね。

○ 黒木専門委員 これは教科書の無償配付の法律があるのでありますよ。予算が御決にされればいいのですが、中途半端なんですね。文部省の予算は、厚生省も同じですが、制度だけはリップだけれども、中途半端です。

○ 次田委員 今イギリスは義務教育が十年で一番長いとおっしゃつたが、義務教育はどうか知りませんけれども、南米のウルグアイでは大学まで無償教育ということ

を廻ったのですが、これなら賀川さんの趣旨に一番合致するでしょう。小学校から大学まで無償教育で、それで教育の内容等は知りませんが、とにかくくりつはな  
設備を持つてあることは、旅行して見ることができます。国の総人口は東京都の三分の一ぐらいで、しかも非常に富裕な国ですから、まるで日本から見れば天国みたいなどころです。ちょっとまねはできないのですが、しかし一応ああいとこ  
ろは、外務省あたりでは調べていないので、私の聞きましたことが事実な  
うば、何かの参考のために一つ見ておいていただきたいと思うのです。あと二は  
教育の面においてはアメリカ以上ですよ

○ 飯沼委員 ちよつと伺いますが、先ほど生徒・児童数の話を伺つたのですけれども、  
日本全国至るところで二部教授、すし詰め教育をやつてあるということになります  
か。それとも地方によつてそれは違うのかどうか。二部教授、すし詰め教育とい  
うのは、大阪とか東京とかいう大都市の現象なんですか。人口の希薄な地方で  
すね、そういうところはどういうふうになつておりますか。やはり同じような状

況が現われてあるのですか。

○ 関野文部省企画課長　地域的にどこの県が詰まつてある、どこの町が詰まつてある  
といふことは存じませんが、これは調べまして……。

○ 飯沼委員　今でなくともけつこうです。全国至るところそういうふうに二部教授、  
すし詰め教育をやつてあるのかどうか。むしろそれは東京とか大阪とかいうところ  
の現象であつて、どうでないところは必ずしもそうは言えないのじゃないだろ  
うかという想像ですが、感じを持つてあるのですけれども、その辺を文部省はどう  
うふうに考えておいでになるかということを伺いたいのです。

○ 関野文部省企画課長　これは詳細に調べましてから、一つ文書にして差し上げます。  
概括の数だけを申し上げますと、全國の小学校の学級数は二十八万学級ございま  
して、そのうち不正常の、すなわち二部授業であるとか、すし詰め授業であると  
か、不正常な授業をやっておりますものが四万一千あるわけあります。二十八  
万に対しても約四万、三分の一なんです。これは非常な不正常、いろいろな悪い条

件によつてなつております。

○ 沢田委員 もう一つお尋ねしたいのです。これは文部省としてはまだ技術教育、産業教育に関する具体的の構想がはつきりしてないとおっしゃるから、無理かも知れませんが、産業教育というものを各高等学校、大学のレベルで振興していくますと、人口の頭著な吸収はできないのですが、潜在失業対策をなにする上に頭痛なファクターとしてとれることができる程度にいきますか。というのは、こういうふうにそういう面の教育の振興も大事ですけれども、日本の経済情勢の変遷といふことも考えなければならぬ。現在の状況がこうで、技術教育を受けた者が足りないから、これをふやそうとするといふこともわかるのですが、どうも従来の教育といふものは、国家百年の大計なんですが、そのときどきのことによくお考へになつて、そして戦争のときにはそういう点で非常に技術教育が振興されたわけですけれども、今法文科系統の学生が非常に多いということは、日本では理工科系統の学校の設置がないというために、やむを得ず大学に行く。従来の

教育の本旨からいいますと、法文科も理工科もあるところは、同じ数で理工科教育、技術教育を強調した結果は、人間形成という点で欠ける。一番早いことは、今日日本から、われわれのやつておりますエネスコの方に技術者の派遣をやつておりますが、二の担当技術に対する意見とか知識は實に感心されますが、どうも人間的に一々外國に行つて、ことに言葉において非常に問題があります。毎年も、私がエネスコの幹部と話をしますと、われわれが参考して出しました技術者は少ないのでござりますが、技術の点においては満足されておりますけれども、その技術を伝える方法を知りなし、言葉がうまくありませんから、技術者の方は、どうも技術者ですから文章ができるとか、外國語がわからぬというようになくなさるのですが、これは両方やらなければならぬと思うのです。技術教育といふものを強調なさることは今日の要請上必要であり、やらなければならぬのですが、兩々合せて考えなければならぬ。そういうようなことから考え方まして、今度中教審でどういう答申をなさるか知りませんが、答申の運用においては必ずしもどう頭著

な人口吸収をすることが出てくるかどうかわからぬので、お尋ねします。

○ 関野文部省企画課長 大学卒業生を受け入れる数は、一応ほど申し上げました。

済企画庁の五ヵ年計画から見てしまして、現在の職場における学歴ですね、これはずつと推移していって、五年後そのままの状態を——多少ふえるかもしれません——が、そのままの状態を進むものとしまして、毎年大学卒業生の受け入れは約十万人でござります。順次ふえております。三十一年度で十万をちょっと、それから三十ニ年度は十万九千と、ごくわずかでございますが、ふえております。約十万ないし十一万でござります。これは学科別によりまして違いますが、トータルにおきましては毎年十万になっております。

○ 沢田委員 そのうち技術の不足は……

○ 関野文部省企画課長 一万三千名でござりますが、技術系統で先ほど申しましたよ

うに四千不足でござります。

○ 沢田委員 一年ですか。

○ 関野文部省企画課長 一年です。三十年から三十五年までの六年間に於いて二万四千名不足しております。

○ 飯沼委員 今の方におよると関連してお伺いしますが、四千人不足というのを、いつもろからうそういう現象が現われておりますか。

○ 関野文部省企画課長 推計でございまして、先ほどの経済企画庁の五ヵ年計画を基準にしていつておるのでありますと、從来から不足人々と言られておりますが、どのくらいの数が不足かというトータルの必要数がわかつていなかつたものでござりますから、これでやつてあるわけでござります。決して法文系をないがしろにするのぢやありませんから、どうぞ一つ御了解を願いたいと思ひます。きょうもその話が出来まして、現在の大学における理工系と法文系の比率は約四対六なんですが、四が理工系で六が法文系、これは教育学部は別でござりますが、官公私立を合せて四対六でござりますか、その率を逆転するかということになるとこれは両國でござります。逆に技術系を六にして法文系を四にしていいかということ

なると、また検討を要する問題がござりますて、現在の六対四の比率の上にさら  
に技術系をふやしたりしないのかとかというふうに考えてあります。比率を引  
つくり返すということは考えていないのであります。

○ 沢田委員 四・五に五・五といふのはどうです。

○ 三原専門委員 ちよつとお尋ねします。大学の予備校ですね、この問題はだんだん  
問題になつてきて、最近五年ぐらい予備校へ行つて入学する例がある。あるいは  
日本比谷を出て東大へ百七名入つた。そのうちの二十五名がすつと入つて、あとは  
全部予備校です。こういう予備校といふのは、非常に大事な時期なんですが、そ  
ういう者は日本全国で何名ぐらいあつて、文部省はどういうふうな対策を講じて  
おられるか。

○ 関野文部省企画課長 予備校に通つておる数字でござりますが、毎年大学へ入る数  
は十五万ぐらいあるようだござります。それで高等学校を済ませた浪人も加えま  
すと、約三十八万人というのが毎年の大学志願者でござつまして、そのうち十五

万名が入って、残りの二十何万名といふものは浪人するか、あるいは別に就職するか、その志は何とも申し上げかねますが、大体去年の例ですと、統計で無業者というのは浪人じやないかと思います。十七万六千人もあるのです。そのほかは就職、進学をした者でござります。

それから予備校に通つてある数は、予備校といふのは各種学校でございまして、各種学校は都道府県知事が折管してあるものでござしますから、全国で何方人の生徒が予備校へ通つてあるか、ちよつと統計的にはわかりません。

○ 次田委員 これはしかし調べてみる必要はありますね。非常に顕著な事実ですよ。おそらく世界独特の制度じやないですか。あれは学校法人ですか。

○ 関野文部省企画課長 大体学校法人ですね。個人のものもござりますけれども、大体そうです。

○ 沢田委員 それではそういうところから調べられますね。

○ 関野文部省企画課長 都道府県知事には全部そういう統計がござりますから、調べ

られます。ただ生徒の異動が激しいのがいかと思ひます。

○下村会長 では、これで

○関野文部省企画課長 どうもありがとうございました。先ほどのわかりません處は、文書なり何なりでお知らせ申し上げます。

#### 〔関野参考人退席〕

○下村会長 それでは大体ヒヤリングは済んだようになりますので、一応これは部会へ渡すわけがありますが、なお御質問、御意見があれば承わりたい。

○諸井委員(代理) 私、諸井の代筆で参つておりまして、諸井の意見としてお聞きいただいても可つこうだと思ひます。

一つは、統計の問題なんですが、潜在失業問題がいろいろ取り上げられておりますが、これは勞働省の数字によりますと一千萬、農林省の数字によりますと五、六百万、経済企画庁の対策を必要とする潜在失業者は二百二十万、というふうにいろいろな数字が出ておりますのですから、こういつた基礎

の数字がどう大きく違つて参りますと、やはり考え方とかあるいは対策、あり方、  
そういったものが變つてこなければならぬと思ふのですか、そういった数字上  
ついて、一つもう少し整理をして、政府としては公式の数字はこうだというのをな  
るべく出していただきよう御努力を願いたい、と申しますのは、先ほど北岡さ  
んから学校卒業生の初任給は幾らかというお話をございましたが、その数字につ  
きましても、労働省の方の数字では中学校の卒業生の初任給は二千三百何円、高  
校の卒業生が三千何百何円、大学の卒業生が一万一千円ですか、そういうふうな  
数字が出ております。そのほか一般には、大体中学校が四千円台、それから高校  
が六千円台、大学が一万一千円台といふようなことが出ております。私どもの傘  
下の会社の大企業に例をとりますと、ちよつと高いのでありますか、官庁から出  
されます数字を見ますと非常にまちまちでござります。こういうのを一つ、政府  
の統計としてはこうだという公式な統計を出していただきますんことには、対策  
を考える場合に遙かに対策が出てきやうかと思ふのです。

それからもう一つは、最低賃金の問題でござります。これは總理府統計局の数字によりますと、八千円未満の労働者が昨年の三月の統計では六百六十万、そのうち四千円未満の者が何百万ある。これは通産省の方からお話をありましたように、八千円とか六千円とかそういうような一律の線を引けば、どのくらいの失業者がいるか、おそらく半分ぐらいいるでしようというお話をありました。私どもいたしましては、それは非常に心配いたしております。労働省といいたしまして労公使三者構成によります労働問題懇談会で長らくこれを統けて検討して参りました。そして答申を出しました。これが今度中央賃金審議会におきましてやはり労公使三者でのあり方、対策というものをきめくじくことになつてあります。最低賃金問題としては、文面の内容は本多委員からお話をありましたように、大体労働省の方あるいは通産省の方もお考えはあまり変りがないようでござります。あの文面によりますと、速急に法制化していくというふうに非常にきつくなつた。

現われておるのでござります。私どもいたしましても現在おの統計が確実かどうかは知りませんが、今の日本の社会状態、経済状態の上において一律の線を引いて、そうして速急にこれをやつていくことになると、経済の上、社会の上に非常に混乱を起すのじゃないかとうふうに心配をいたしておる。労働問題懇談会の答申のように、可能の範圍で両者協定において漸進的に進めていく。そして我がもう少し熟してから法制化していく方向に進みたいと思う。理想としてはあくまで持つて最低賃金につきましては漸進的にやつていただきたいという意向を持つておるが、その実施につきましては漸進的にやつていただきたいという意をもつておるわけですが、この点につきましては、これも労働省の方ではなくて、労働省を通して、これは政府の考え方、政府の対策だと思うのですが、これが厚生省からまた一つの線が出てくる。そして政府の中から二本の線が出るということになりますと、労働問題運営の上においても非常にむずかしい問題を起しやしないか。できますれば、こういう最低賃金制の問題は、せつかく労働省の方

で政府としてやつておるのでありますから、政府として厚生省の方によく連絡をして下さいまして、一本の線が政府の中から出ないようにお願いいたしたいと思ひます。これは言い過ぎかもしませんか、私の個人の考え方などでござりますけれども、厚生省関係のこの人口問題審議会におけるそういう最低賃金とか労働者の生活とこう面につきましては、むしろ一賃金のみが労働条件ではないのでござりますから、その生活に必要なる、あるいは生活保障といったようなものを零細企業労働者、ほんとうの低所得労働者に一挙に進めていくということは、日本経済方にあってどうしていきなじみないことではありますけれども、ある一つの方向を持ち、そして段階的にこういうふうに進んでいくということで、ほんとうの低賃金者の生活条件を引き上げていくといつたよ、なことにもしろここでぐつと力を入れてやつてしまひましたらと思っておるのでござります。そんな希望を申し上げて部会へ移していただきたい、あまりきつく労働省の方で出しておられたますけれども、一本の線が出ないようにしていただきたいと思ひます。

○下村会長 今のことにつけて勞働省の方で何か発言がありますか。

○村上幹事(代理) こゝの前説課長が同じような発言をされております。

○永井委員 起草委員会を開きましたときに協会のことを十分考慮することにいたしました。

ます。

○下村会長 他に御意見、御質問がありますか。

○北岡専門委員 ただいま諸井さん(代理の方)があつしゃった意見につきまして大体の趣旨は全く同感です。ただし潜在失業なんかにつきまして、こうじうコントロゲーター・シヤルな、議論の多い問題ですから、この数字を一本にしろということは無理だろうと思ひます。私は、これはできなし相談で、一體潜在失業とは何ぞやといふことについてもいろいろな意見があるのですが、これは無理な注文だろうと思うのです。この対策で厚生省と労働省とが非常に違った意見を出すということはどうかと思うのです。そして私もこれに対しまする意見を前に申し述べました。部会に入る前に協会でもう一言申し上げますが、こゝに出了したような

最低賃金の考え方は、これは労働省の考え方とも違いますし、あまり私は感心しません。最低賃金そのものは、私は大賛成で、最低賃金制度によることは賛成なんですね。これによつて失業者を出さないのだという趣旨が最低賃金の根本でなければならぬのに、とにかく賃金の少い者は最低賃金で落してしまうのだ、とうしてこれを厚生省の社会保険に移すのだというような考え方は、これはあまり感心しない。こういうふうな方向で進まないようには私は希望したい。もしさういう方向で進まると、厚生省の政策と労働省の政策、それからそのほかの産業関係の省におけるましては、もうこの議案に上つてあるような最低賃金をきめて、現在とにかく何らかの企業において産業のために労働してある者も失業者に落して、産業から見ますればそれだけの手を失う、労働者から見ますれば生活の道を失うのですね。そういう考え方は、私は健全じやないと思うのです。賃金を上げても産業がつぶれないようには、労働者が失業しないようにという精神をもつてやられることを特に希望したい。産業並びに労働と矛盾するような、何でもかんでも落してし

おって、社会保険に移すということは、非常に不健全な考え方だと思ひます。私は前にもちよつと申し上げたのですが、強く部会に移る前に申し上げたしと思ひます。

○ 村瀬委員 私は商業政策の問題についてちよつと希望を申し上げておきたいと存ずるのであります。この商業政策の問題は非常にむずかしい問題で、現にこの決議案の御説明のところにもこの点についてはなかなか対策が立ちにくいことと言われておりました。またこの案に出ておりますように、組織化を推進するといふ点しか出ていないのでございますが、私自身もまた從来からさういうふうに考えておつたのでありますけれども、一体日本の人口の増加する部分が全国で、たゞ農業においてもなかなか吸収できぬ。それから工業については合理化等によつて人口がかえつてふえるぐらゐで、なかなか吸収しない。そうすると過剰人口は商業その他の方面上進んでいくというような傾向があるので、現にこの問題の産業五ヵ年計画を作るときでも、初めはいろいろの方面で人口を吸収するとい

つておつたのであります。最後の案では、やはり過剰人口はほかでは吸収ができないので、商業部門等において吸収するということになつておるのであります。現在通産省で考えてあります。私どももさう考えておつたのですが、一体その商業部門等において人口を吸収しないと日本の過剰人口はどうなるのかといふような内題にぶち当るので、どうしても商業の責任を感じます。その結果はどうなるかというと、商業に対する対策が立たないという結果になつてしまひます。それで最近私は考えてみましたが、やはり農業の方でも合理的な整営とか、それから今賃金の問題でも最低賃金というような問題が起つてきております。過剰人口を全部商業の方で実際吸収するという責任を負うことではなくて、商業、配給機構の合理的な形態、合理的な対策はどうであるかという方面から純経済政策の建前から商業政策を立てて、そうして過剰の分は、今非常に不健全だと北岡さんが言われたのであります。社会保障なり、社会保険等において考慮していく。全部の責任をこういうような商業部門等に負わせるというよことでは、結局対策はど

うしても立たないのじやないかと思うのです。従つてやはリ商業政策は總經濟的  
の立場から見て、配給機構にどれだけの人が要るか、どういう組織が要るかとい  
う点を通じまして、そうして余分な方に対しましては別な方法で、どういう方法  
を考えるかというふうにはつきりスタンダード・プランを立ててやらぬといけない。

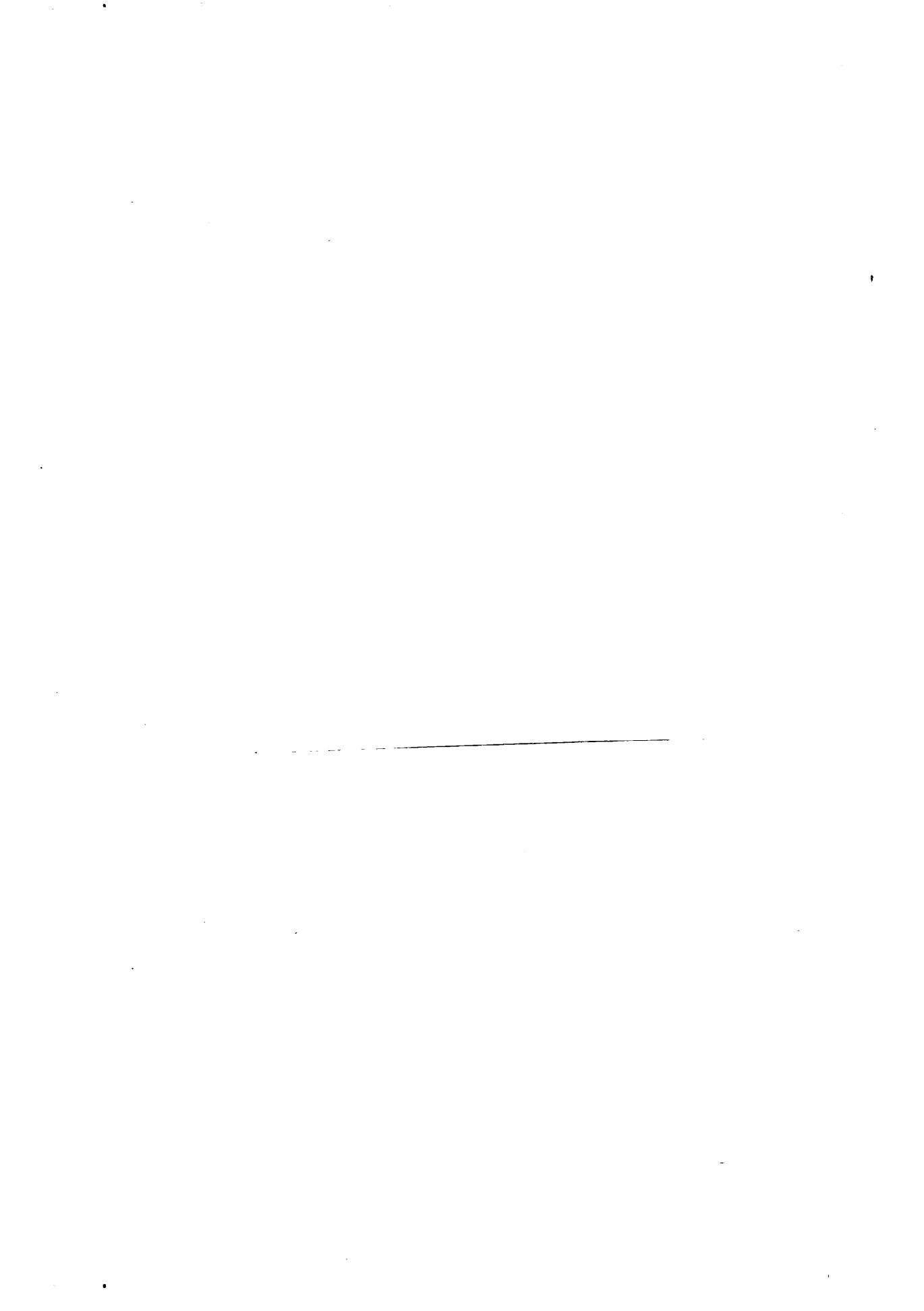
山中先生も言つておられたように、商業政策というものは実は何もないのです。  
立っていないのです、やはり根本は合理的な商業対策というのではなくして、人口  
過剰を全部そういう方面で負わなければならぬという考え方であるから、これは對  
策が立たぬのは当然だと思うのです。やはり商業政策を考えて参ります場合にお  
いて、商業とかそういう配給機構というような方面においては一体合理的にどう  
やってしつたらいいのか、それで過剰の分は全部そっちの方で負担するとどうの  
じやなくそ、やはり過剰人口に対する適正な対策を立てていく、もちろんその実  
行においては十分に漸進的にやっていく必要があると思ひますが、考えの根本と  
しては、はつきり分けて考えていいかないところまでもたつても対策の根本が立た

ないのじやないか、かよう考へるのであります。従つて立案せられる場合には、  
その点についての十分な検討を願いたい、かよう考へております。

○下村会長　他に御意見はありませんか。——それでは本日はこの程度で打ち切りま  
して、次に部会でさらに検討を加えて調査を進めたい、そういうことについたした  
いと思ひます。御多用の中をまことにありがとうございました。

午後二時四十五分散会

(了)



国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 2 2